

女性部会 秋の研修会

日時:令和7年10月3日(金) 11:00~13:00

会場:ルシェル

演題:「これまでの私とこれからの税務署」

講師:千種税務署長 小池 一彰 氏



小池一彰署長



千石・大和支部 会員交流会

日時:令和7年10月27日(月) 16:00~

会場:カフェ・コンセル・エルム

講師:千種税務署 法人課税第一部門統括官 山田 純子 氏



後藤千石支部長



山田法人第一統括官

第1部 税務調査の勘所を学ぶ



第2部 シャンソンを聴く夕べ



須田潤一副署長

事業主の皆さまへ

給与所得の源泉徴収票を

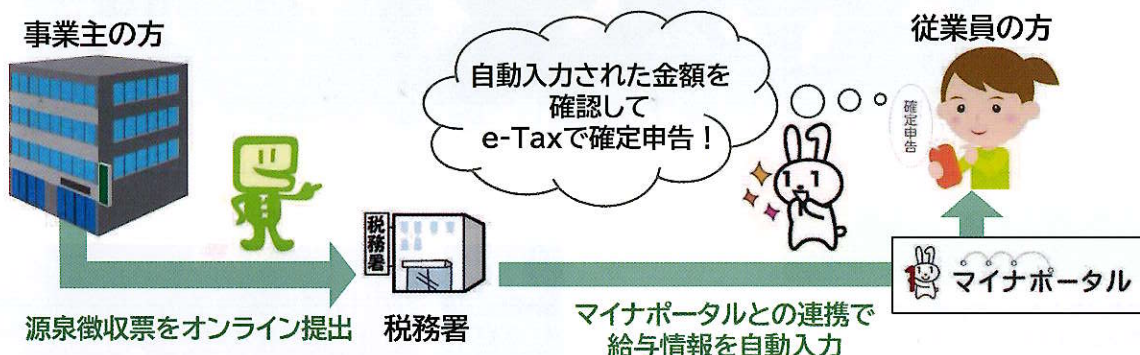
従業員の方の

オンライン提出すると… 確定申告がさらに簡単に!!

事業主の皆さまへのお願い

皆さまが、**給与所得の源泉徴収票をオンライン提出**すると、
従業員の方が、所得税の確定申告書を作成する際、
給与所得の情報が自動で入力されるようになります！

従業員の方の確定申告がさらに簡単になりますので、
オンライン提出をお願いします！



オンライン提出のポイント

- 🔍 事業主の皆さまから**オンライン提出された給与所得の源泉徴収票が自動入力の対象**となります。
税務署への給与所得の源泉徴収票の提出範囲は、年間の給与等の支払金額が500万円を超えるもの
等ですが、**500万円以下の給与所得の源泉徴収票であっても、オンライン提出した場合は、自動入力
の対象**となります。

※ オンライン提出とは、e-Tax又は認定クラウド等による提出のほか、eLTAXの「電子的提出一元化機能」を利用した場合
が該当します。書面や光ディスク等で提出した場合は該当せず、自動入力の対象となりません。

eLTAXなら、より簡単にオンライン提出が可能です！（詳細は裏面をご確認ください）

- 🔍 給与所得の情報を正しく連携するため、給与所得の源泉徴収票に記載する、**従業員の方の
マイナンバー、氏名(カナ含む)、住所、生年月日等**については、記載誤りや不足・不備が無い
ようご注意ください。

❗ 詳しい内容は、国税庁ホームページの特設ページをご覧ください。



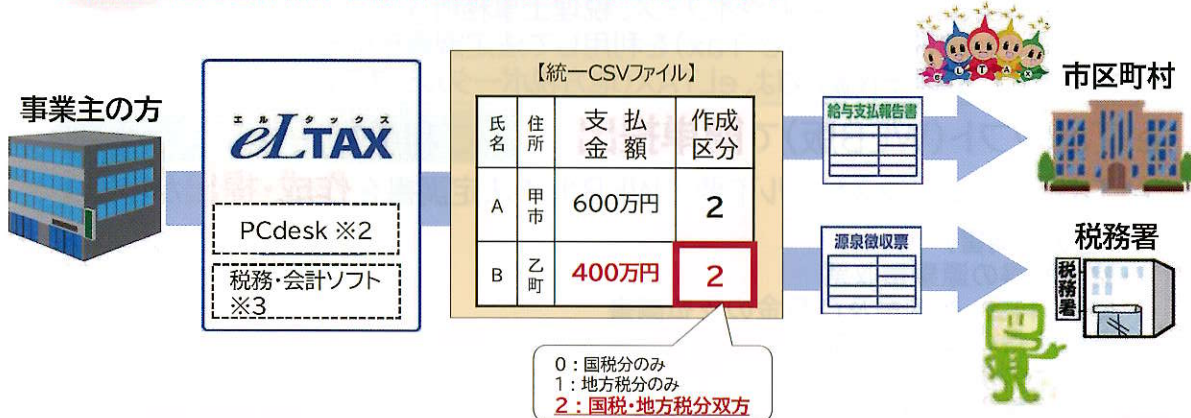
(国税庁ホームページ)

給与支払報告書をeLTAXで提出する場合は 税務署へ提出する源泉徴収票のデータも同時に作成され、 まとめて送信できます！

オススメ！

☞ 給与支払報告書をeLTAXで提出する際、「作成区分」欄を「2」とすると、自動的に源泉徴収票データも作成され、市区町村と税務署へまとめて提出できます！※1

☞ また、支払金額が500万円以下の源泉徴収票データも税務署に提出されるため、従業員の方が確定申告書を作成する際の自動入力の対象となります！



eLTAXのメリット！

- ✓ 提出先の市区町村へ自動的に振り分けられます！
- ✓ 給与支払報告書・源泉徴収票を一括提出できます！
- ✓ 個人住民税特別徴収税額通知を電子データで受け取れます！

コスト
削減

負担
軽減

便利

※1 e-Taxの利用者識別番号が必要となります。

※2 PCdeskは、無料で利用可能なeLTAX対応ソフトで、取り込むCSVの件数、容量に制限はありません。

※3 eLTAXの電子的提出一元化機能により、税務署にも源泉徴収票をまとめて送信できますが、税務・会計ソフトの対応状況は、各ソフトウェアの問い合わせ窓口等へご確認ください。

詳しい内容は、二次元コードをご確認ください。



(国税庁ホームページ)



(eLTAXホームページ)

令和9年1月以降の変更点

お早めの準備をお願いします！

源泉徴収票の提出方法の改正

給与等の支払者が、給与所得の源泉徴収票に記載すべき一定の事項が記載された給与支払報告書を市区町村へ提出した場合には、税務署へ給与所得の源泉徴収票を提出したものとみなすこととされました。

上記改正は、令和9年1月1日以後に提出すべき源泉徴収票について適用されます。

法定調書のe-Tax等による提出義務化の対象基準引下げ

令和9年1月以後に提出する法定調書から、基準年の提出枚数が100枚以上から30枚以上に変更されます。

令和7年中に提出する法定調書の枚数が30枚以上となった方は、令和9年は、法定調書をe-Tax等により提出する必要があります。

※ 給与支払報告書についても同様にeLTAX等で提出する必要があります。

詳しい内容はこちら



(国税庁ホームページ)

e-Taxでの源泉徴収票の作成・提出方法

税務・会計ソフトがeLTAXの一括提出に対応していない場合などは、源泉徴収票の提出はe-Taxソフト（WEB版）をご利用ください。詳細は、e-Taxホームページをご覧ください。



(e-Taxホームページ)

法定調書の提出はe-Tax!!



約 **4** 人に **3** 人が利用

利用率
76.6%

税務署に出向くことなく、自宅やオフィス、税理士事務所などから、国税電子申告・納税システム(e-Tax)を利用して法定調書を提出することができます。特にe-Taxソフト(WEB版)又は、eLTAX(地方税ポータルシステム)の利用が便利です。

e-Taxソフト(WEB版)で**簡単提出**

ご利用方法は裏面へ!

e-Taxソフトのインストール不要! WEB上で法定調書を**作成・提出**が可能!

(対象法定調書)

- ・給与所得の源泉徴収票
- ・報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書
- ・退職所得の源泉徴収票
- ・不動産の使用料等の支払調書
- ・不動産等の譲受けの対価の支払調書
- ・不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書

CSVファイル等作成・分割ツールをリリースしました。

上記の法定調書の提出用CSVファイルを作成する際に、**CSVファイルの作成・データチェック・CSVファイルの分割(※)**が可能!

※ e-Taxソフト(WEB版)の送信上限(6,900レコード程度、かつ、データ容量20MB以下)を超えないように、送信上限内にCSVファイルを分割することができます。

(<https://www.e-tax.nta.go.jp/e-taxsoftweb/hoteichosho/csvtool.htm>)



(CSVツール)

eLTAXで市区町村と税務署に**同時提出**

PCdesk等のeLTAX対応
ソフトで一括作成・一括送信

給与支払報告書を
市区町村へ提出

給与所得の源泉徴収票を
税務署へ提出



(eLTAX)

マイナポータルとの**連携**で給与所得の源泉徴収票情報を**自動入力**!

事業主の方がe-Tax提出

従業員の方が
マイナポータル連携を利用



(特設ページ)

e-Tax等による法定調書提出の**義務基準**の引下げ

令和9年1月以後に提出する法定調書から**30枚以上**に引き下げられます。

令和7年中に提出する法定調書の枚数が**30枚以上**となった方は、**令和9年**に提出する法定調書をe-Tax等により提出する必要があります。



(e-Tax等義務化)



国税庁 法人番号7000012050002

令和7年8月

e-Taxソフト(WEB版)のご利用方法

STEP ① e-Taxソフト(WEB版)へアクセス

- ① e-Taxホームページにアクセス
(<https://www.e-tax.nta.go.jp>)
- ② 右上部「ログイン」をクリック
- ③ 「個人の方」又は「法人の方」をクリック

e-Tax web ログイン



STEP ② 事前準備

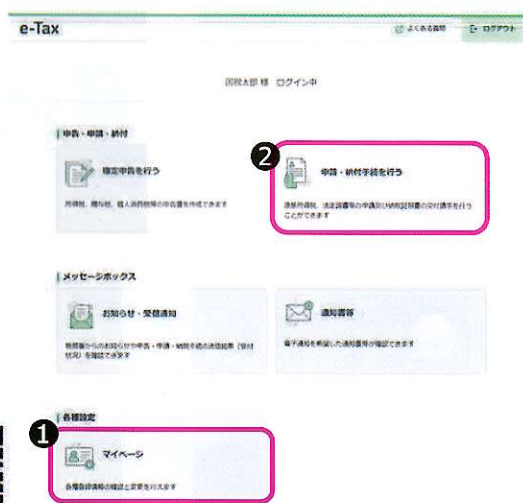
e-Taxを初めて利用する方
「初めての方はアカウント作成」を選択！
既にe-Taxをご利用の方

ログイン後

- ①で利用者情報の登録！
- ②で給与所得の源泉徴収票の作成！

※ e-Taxソフト(WEB版)を初めて
利用する場合のみ、①の手続が必要です。

※e-Taxご利用の流れについてはこちら



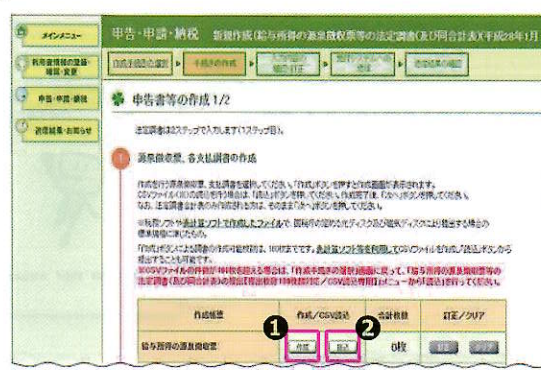
STEP ③ 源泉徴収票の作成・提出

【1件別に入力する】

源泉徴収票を1件別に入力する場合は、
①をクリックします。

【CSVファイルを読み込む】

表計算ソフトや会計ソフトで作成した
CSVファイルを読み込む場合は、
②をクリックします。



！ 源泉徴収票が所定の件数を超える場合は、分割して送信してください。

源泉徴収票の作成後に、法定調書合計表を作成したら、電子証明書で電子署名を付与して送信！

！ 電子証明書は、個人の事業主の方はマイナンバーカードをご利用いただけます。
法人の場合は、法人の電子証明書が必要ですが、代表者の方のマイナンバーカードもご利用いただけます。

全法連 全国大会・高知大会

日時:令和7年10月16日(木) 14:00~18:30
会場:高知県立県民文化ホール



第1部 記念講演

演題:変化の時代の経営、危機をチャンスに

講師:元ローソン・ジャパン社長

一般社団法人SDGsソーシャルデザイン協会 名誉顧問
都築 富士男 氏

第2部 式典

第3部 懇親会



親睦ゴルフ大会

日時:令和7年10月22日(水) 8:00~
会場:緑ヶ丘カンツリー倶楽部



第一位 寺尾洋太氏



第二位 安部有弘氏



第三位 窪田徹氏

大規模法人研修会 (名中・名東共催)

日時:令和7年10月10日(金) 14:00~
会場:東京第一ホテル錦
国税局・税務署からのお知らせ
名古屋国税局 課税第一部 課税総括課 ほか



審理研修会

演題:「誤りのない申告書を作成するために」

講師:名古屋国税局 調査部

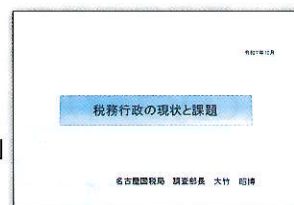
調査審理課長 西村 佳範 氏

講演会

演題:「税務行政の現状と課題」

講師:名古屋国税局 調査部長

大竹 昭博 氏



青年部会 定例会

日時:令和7年10月15日(水)
19:00~
会場:ドン マンジョーネ ディ ナポリ

女性部会 役員会

日時:令和7年10月28日(火)
14:00~
会場:事務局

議題:税に関する絵はがきコンクール
青年・女性部会 合同研修会など

編集後記

インタビュー・岩佐委員、上田委員、取材お疲れ様でした。
今後共、広報委員会一同頑張って参りますので、ご指導のほど
よろしくお願い申し上げます。

広報委員長 吉岡 正人 拝

千種法人会

検索



がん保険の枠を超え、一人ひとりに最適な安心を

保障と相談サポートで

あなたによりそう
がん保険
ミライト



保障と相談サポートで一人ひとりに最適ながん保険

幅広い
保障

アフラックの
よりそうがん相談
サポート (*1)

がん治療だけでなく、がんの検診後の
精密検査 (*2)、**診断前の通院、**
治療から治療後の生活サポートまで、
幅広くがんに対する備えを提供します。

専門知識を持った
よりそうがん相談サポーターが
あなたの**不安や悩みを傾聴し、**
適切にサポートします。

(*1) アフラックのよりそうがん相談サポートは、Hatch Healthcare株式会社が提供するサービスであり、アフラックの提供する保険またはサービスではありません。よりそうがん相談サポートおよび案内する各種サービスの内容は、2025年3月17日現在のものであり、将来予告なく変更または中止される場合があります。サービスの詳細は、アフラックオフィシャルホームページ (<https://www.aflac.co.jp/keiyaku/gansoudansupport.html>) をご確認ください。

(*2) 所定の支払事由に該当した場合

◎商品の詳細は「パンフレット」「契約概要」などをご確認ください。

「生きる」を創る。

Aflac アフラック

アフラック愛知総合支社
〒451-6029 愛知県名古屋市西区牛島町6-1 名古屋ルーセントタワー

法人会用フリーダイヤル **0120-876-505**

※今後の対応は担当の募集代理店が行います。

資料請求は
お気軽にどうぞ!

アフラック 法人会

検索



No.1

アフラック
がん保険
契約件数

各社の統合報告書などに基づくアフラック調べ(2024年3月時点)

法人会会員のみなさまに

経営者大型総合保障制度

生命保険と損害保険の組み合わせにより、
万一の場合はもちろん、
働けなくなった場合のリスクに備えるための
各種制度商品をご用意しています。

法人会の経営者大型総合保障制度

広げよう
企業保障の
大きな傘を

〈会社をお守りするトータル保障プラン〉



◎上記商品の正式名称は次のとおりです。

総合型V Lタイプα: 大同生命の無配当歳満期定期保険(解約払戻金抑制割合指定型)とAIG損保のベーシック傷害保険

総合型V Tタイプ: 大同生命の無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型)とAIG損保のベーシック傷害保険

Jタイプ: 大同生命の無配当重大疾病保障保険(無解約払戻金型)

一時金型 Mタイプ: 大同生命の無配当入院一時金保険(無解約払戻金型)

◎ご検討・ご契約にあたっては、「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」「設計書[契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。

◎記載は2023年6月現在の内容です。将来変更となる可能性があります。

引受保険会社

DAIDO 大同生命保険株式会社

名古屋支社 名古屋東営業所
愛知県名古屋市千種区覚王山通8-14 税理士会ビル
TEL 052-761-0625

AIG AIG損害保険株式会社

名古屋支社
愛知県名古屋市中区栄5-27-12 富士火災名古屋ビル
TEL 052-857-1400

F-2023-0003(2023年5月16日)
23-073007 2023-05